

参 考 条 文

- 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）（抄）
（採用試験の方法等）

第 45 条の 3 採用試験の方法、試験科目、合格者の決定の方法その他採用試験に関する事項については、この法律に定めのあるものを除いては、前条第 2 項各号に掲げる採用試験の種類に応じ、人事院規則で定める。

- 人事院規則 8—18（採用試験）（抄）
（採用試験の種類ごとの名称）

第 3 条 総合職試験（法第 45 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する総合職試験をいう。以下同じ。）である採用試験の種類（同項に規定する採用試験の種類をいう。以下同じ。）ごとの名称は、次の各号に掲げる当該採用試験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める名称とする。

- 一 採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成 26 年政令第 192 号。以下「対象官職等政令」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する者に対して行う採用試験 国家公務員採用総合職試験（院卒者試験）

二 （略）

2～4 （略）

（採用試験の区分）

第 4 条 前条第 1 項及び第 2 項並びに第 3 項第 2 号から第 5 号まで、第 8 号、第 11 号、第 13 号及び第 17 号に掲げる採用試験は、別表第 1 の区分試験欄に掲げる採用試験に区分する。

2・3 （略）

（試験機関の権限等）

第 12 条 試験機関は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一・二 （略）

三 受験の申込みを受理すること。

四～八 （略）

2～4 （略）

（採用試験の施行）

第 17 条 第 3 条第 1 項から第 3 項までに掲げる採用試験（区分試験（次項に掲げる区分試験を除く。）及び地域試験を含む。）は、それぞれ毎年一回以上行う。

2 (略)

(採用試験、区分試験又は地域試験の取りやめ)

第18条 前条第1項の規定にかかわらず、試験機関は、採用試験の対象となる官職に欠員の生ずることが予想されない等の事情が認められる場合には、当該採用試験又は当該採用試験の一部の区分試験若しくは地域試験を行わないことができる。この場合においては、試験機関は、その旨を官報により告知しなければならない。

(受験の申込み及び受験)

第21条 人事院及び試験機関は、採用試験を受けようとする者が受験の申込み及び受験をするについて必要な事項を定めることができる。この場合においては、官報その他の適切な方法により周知させるものとする。

2 採用試験を受けようとする者は、受験の申込み及び受験をするに当たっては、前項の規定による人事院又は試験機関の定めに従わなければならない。

別表第1 区分試験及び区分試験の対象となる官職 (第4条関係)

採用試験の種類ごとの名称	区分試験	区分試験の対象となる官職
国家公務員採用総合職試験(院卒者試験)	行政	一 法第45条の2第1項第1号に規定する官職のうち、主として政治学、国際関係、哲学、歴史学、文学、法律及び経済に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	人間科学	二 法第45条の2第1項第1号に規定する官職のうち、主として心理学、教育学、福祉及び社会学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	デジタル	三 法第45条の2第1項第1号に規定する官職のうち、主として情報科学及び情報工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
	工学	四 法第45条の2第1項第1号に規定する官職のうち、主として計測、制御、電気、電子、通信、機械、航空、土木、建築、材料工学、原子力工学及び造船工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要と

		する業務に従事することを職務とする官職
数理科 学・物 理・地 球科学	五	法第 45 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する官職のうち、主として数学、情報科学、経営工学、物理及び地球科学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
化学・ 生物・ 薬学	六	法第 45 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する官職のうち、主として化学、生物学、薬学及び農芸化学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
農業科 学・水 産	七	法第 45 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する官職のうち、主として農学、農業経済、畜産及び水産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
農業農 村工学	八	法第 45 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する官職のうち、主として農業農村工学に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
森林・ 自然環 境	九	法第 45 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する官職のうち、主として林学、砂防、造園及び林産に関する知識、技術又はその他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
法務	十	法第 45 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する官職のうち、主として法曹に必要な学識及び能力を必要とする業務に従事することを職務とする官職
(略)	(略)	(略)

○ 平成 23 年人事院公示第 17 号 (抄)

1 採用試験の受験の申込み及び受験

一 採用試験の受験の申込み

(1)~(3) (略)

(4) 区分試験 (規則第 4 条第 3 項に規定する区分試験をいう。以下同じ。)
又は地域試験 (規則第 5 条第 2 項に規定する地域試験をいう。以下同じ。)
に区分して行われる採用試験についての受験の申込みは、一の区分試験又
は一の地域試験についてのみ行うことができる。ただし、規則第 3 条第 1
項第 1 号に掲げる採用試験の区分試験のうち、法務の区分試験 (以下この
(4)において「法務区分」という。) 及び法務区分以外の一の区分試験に受
験の申込みを行う場合、規則第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる採用試験の区分

試験のうち、教養の区分試験（以下この(4)において「教養区分」という。）
及び教養区分以外の一の区分試験に受験の申込みを行う場合は、この限り
でない。

(5)～(9) (略)

二 (略)

2～4 (略)